

2007年8月10日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様  
外務大臣 麻生 太郎 様  
財務大臣 尾身 幸次 様  
経済産業大臣 甘利 明 様

## フィリピンへの日本の政府開発援助（ODA）の供与決定と 日本による人権配慮の不透明性に関する申し入れ

私たちは、フィリピンのアロヨ政権下で急増している「政治的殺害」を強く懸念し、フィリピン政府に対して解決を促すよう日本政府に要請してきました。また、ODA 大綱の援助実施 4 原則にもあるとおり、「基本的人権および自由の保障状況に十分注意を払」い、現在のフィリピンのように、重大な人権侵害が行なわれている国への援助供与を無条件に進めることのないよう日本政府に求めてきました。

この度、7月31日の日・フィリピン外相会談において、無償資金協力 2 案件の交換公文が署名され、第 27 次円借款案件のうち 2 案件について、日本政府が円借款供与を正式に決定（プレッジ）した旨が伝えられましたが、私たちは、日本政府の今回の決定に強い遺憾の意を表します。

同外相会談の場で、麻生外相が、いみじくも「政治的殺害」について「事態解明に向けての一層の努力を要請した」ように、フィリピンにおける「政治的殺害」の問題は一向に解決しておらず、「殺害」は依然として続いています。そのような人権状況にあるフィリピンへの ODA 供与を現時点で進めることは、フィリピン政府に対し、日本政府が現在のフィリピンにおける人権状況に満足しているという誤った認識を与える恐れがあるとともに、日本政府の ODA 大綱にも反すると私たちは考えます。日本政府が現在のフィリピンにおける「基本的人権および自由の保障状況」について、一体、どのような認識を持ち、ODA 供与の決定を下したのか、まったく不透明です。

日本政府は、フィリピンの人権状況について、どのような認識を持ち、今回の ODA 供与を決定したのか、説明責任を果たすべきです。そして、今回取り上げられた 4 案件、および、第 26 次円借款のうち唯一交換公文が行われていない「アグノ川統合灌漑事業」、第 27 次円借款の残りの 6 案件等について、日本政府が今後、無条件で援助供与を進めることがないよう、また、十分な透明性を確保しながら援助供与の検討を行なうよう強く要請します。

また、私たちは再度、フィリピンで引き続き起こっている「政治的殺害」に対して強い懸念を表明するとともに、日本政府がフィリピン政府に対して引き続き、「政治的殺害」の再発防止に向けた即時効果的な施策、これまでに起きた「政治的殺害」の真相究明の徹底、また、被害者に対する救済を強く申し入れるよう要請します。

以上

連名団体一同（五十音順）

社団法人アムネスティ・インターナショナル日本  
特定非営利活動法人 WE21 ジャパン  
特定非営利活動法人 WE21 ジャパン・旭  
特定非営利活動法人 WE21 ジャパン大和  
国際環境 NGO FoE Japan  
KAFIN 横浜  
関西フィリピン人権情報アクションセンター  
（特活）草の根援助運動  
ジュビリー関西ネットワーク  
ヒューマンライツ・ナウ  
フィリピンのこどもたちの未来のための運動（CFFC）  
フィリピン情報センター・ナゴヤ  
フィリピンの政治的殺害を止める市民ネットワーク東京・横浜  
フィリピンの政治的殺害を止める市民ネットワーク・名古屋  
WAYAWAYA

連絡先：

国際環境 NGO FoE Japan（神崎・波多江）  
〒171-0014 東京都豊島区池袋 3-30-8 みらい館大明 1 階  
Tel: 03-6907-7217, Fax: 03-6907-7219

Cc: 国際協力銀行 総裁 篠沢 恭助様  
国際協力機構 理事長 緒方貞子様